

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

日本建築検査協会株式会社

(税込金額)

床面積 (非住宅部分)	A種 (病院、ホテル、集会場等)		B種 (事務所、店舗、学校等)		C種 (工場、自動車車庫、倉庫等)	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
100㎡未満	100,100	170,500	70,400	130,900	60,500	100,100
100～300㎡未満	121,000	200,200	80,300	160,600	66,000	121,000
300～500㎡未満	130,900	220,000	90,200	180,400	70,400	140,800
500～1,000㎡未満	170,500	280,500	100,100	200,200	80,300	160,600
1,000～2,000㎡未満	200,200	350,900	110,000	231,000	90,200	180,400
2,000～3,000㎡未満	220,000	400,400	140,800	270,600	110,000	231,000
3,000～4,000㎡未満	260,700	460,900	170,500	320,100	130,900	260,700
4,000～5,000㎡未満	290,400	520,300	200,200	370,700	160,600	290,400
5,000～10,000㎡未満	341,000	590,700	250,800	460,900	190,300	341,000
10,000～20,000㎡未満	400,400	690,800	290,400	550,000	220,000	400,400
20,000～50,000㎡未満	451,000	800,800	360,800	660,000	270,600	460,900
50,000～100,000㎡未満	570,900	980,100	440,000	781,000	341,000	570,900
100,000～200,000㎡未満	740,300	1,260,600	550,000	960,300	440,000	740,300
200,000～300,000㎡未満	1,030,700	1,661,000	720,500	1,260,600	550,000	970,200
300,000㎡以上	別途見積					

《注意事項》

- ・表の床面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延床面積とする。
- ・モデル建物法にて、1つの棟に複数の用途分類がある場合、A種が含まれる場合はA種、B種が含まれる場合はB種として算定をする。
- ・モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を上表の料金に乘じる。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
- ・計画変更の場合、当初適用料金の10分の9の額とする。
- ・軽微変更該当証明申請(軽微変更ルートC)の場合、当初適用料金の10分の8の額とする。
- ・計算方法の変更や直前の判定を当機関以外で受けている場合は、新規料金とする。

・増改築の場合、増改築を行う部分の床面積・用途をもとに料金を算定する。

・工場の生産エリア等の計算対象外の室を含む場合は以下の評価料金とする。

建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合は(モデル建物法で計算を行う際、対象となる室が無い場合): 55,000円(税込)

・住宅部分について、次のとおりとする。

①1住戸(一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分)の場合、49,500円(税込)

②2住戸以上(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)の場合、
基本料金: 132,000円(税込)、戸当たり料金3,300円(税込)

共用部の審査を行う場合は、132,000円(税込)を加算する。(100戸以上別途見積)

JCIAで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級)の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する申請の場合は、次の額とする。

①の場合、33,000円(税込)

②の場合、33,000円(税込)に住戸数から1を減じた数に1,100円(税込)を乗じた額を加算

・複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付(JCIAで審査を行ったものに限る)を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合は、当該適用料金の10分の5の額とする。

また、計画変更や軽微変更該当証明申請も同様とする。

①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書

②法第30条に基づく認定書

③長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書

④住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書(省エネ基準に適合しているものに限る)又は長期使用構造等の確認書

複合建築物の住宅部分を仕様基準で審査する場合は、基本料金について当該適用料金の10分の5の額とする。

・共同住宅の共用部分のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分が無い場合は、55,000円(税込)とする。

・上表に定める以外については、別途見積もりとする。

分類	用 途 区 分 コ ー ド	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※ ¹
住宅基準 +B	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販モデルの複合建築物
B	08070	幼稚園	幼稚園モデル 講堂モデル
B	08080	小学校	学校モデル 講堂モデル
B	08082	義務教育学校	学校モデル 講堂モデル
B	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル 講堂モデル
B	08100	特別支援学校	学校モデル 講堂モデル
B	08110	大学又は高等専門学校	大学モデル 講堂モデル
B	08120	専修学校	学校モデル 講堂モデル
B	08130	各種学校	学校モデル 講堂モデル
B	08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル 講堂モデル
A	08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル（図書館）
A	08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
A	08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
A	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	集会所モデル（社寺）
A	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル
B	08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル 講堂モデル
A	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	総合病院モデル
A	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	クリニックモデル
A	08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等をいい、前 4 項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。）	福祉施設モデル
B	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	事務所モデル
A	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	集会所モデル（公衆浴場）
A	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	総合病院モデル
A	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	クリニックモデル
A	08260	病院	総合病院モデル
B	08270	巡査派出所	・住宅を兼ねない：事務所モデル ・住宅を兼ねる：住宅＋事務所モデル（複合建築物）
B	08280	公衆電話所	－
B	08290	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	事務所モデル
B	08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
C	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	－
C	08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。）	－

分類	用 途 区 分 コ ー ド	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)		モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※ ¹
B	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		事務所モデル
C	08340	工場（自動車修理工場を除く。）		工場モデル
C	08350	自動車修理工場		工場モデル
C	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの		工場モデル
A	08370	ボーリング場		集会所モデル（ボーリング場）
A		スケート場		集会所モデル（体育館）
A		水泳場		集会所モデル（体育館）
A		スキー場		集会所モデル（体育館）
A		ゴルフ練習場		集会所モデル（体育館）
A		バッティング練習場		集会所モデル（体育館）
A	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）		集会所モデル（体育館）
A	08390	マージャン屋		小規模物販モデル
A		ばちんこ屋		集会所モデル（ばちんこ屋）
A		射的場		小規模物販モデル
A		勝馬投票券発売所		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A		場外車券売場その他これらに類するもの		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A		カラオケボックスその他これらに類するもの		集会所モデル（カラオケボックス）
A	08400	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
			ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
B	08410	自動車教習所		学校モデル
C	08420	畜舎		－
C	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		堆肥舎を除き工場モデル（堆肥舎は－）
B	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗		小規模物販モデル
B	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販モデル
B			売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販モデル
B	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）		飲食店モデル
B	08452	食堂又は喫茶店		飲食店モデル
B	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		小規模物販モデル
B	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗		事務所モデル

分類	用 途 区 分 コ ー ド	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)		モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※ ¹
B	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）		小規模物販モデル
B	08470	事務所		事務所モデル
A	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ		集会所モデル（体育館）
C	08490	自動車車庫		工場モデル
C	08500	自転車駐車場		工場モデル
C	08510	倉庫業を営む倉庫		工場モデル
C	08520	倉庫業を営まない倉庫		工場モデル
A	08530	劇場、演芸場		集会所モデル（劇場）
A		映画館		集会所モデル（映画館）
A	08540	観覧場		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A	08550	公会堂		集会所モデル（劇場）
A		集会場		集会所モデル（体育館）
A	08560	展示場		集会所モデル（体育館）
B	08570	料理店		飲食店モデル
B	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		飲食店モデル
A	08590	ダンスホール		集会所モデル（アスレチック場）
A	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場		ビジネスホテルモデル
A		ヌードスタジオ		集会所モデル（劇場）
A		のぞき劇場		集会所モデル（劇場）
A		ストリップ劇場		集会所モデル（劇場）
A		専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設		ビジネスホテルモデル
A		専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗		小規模物販モデル
A		その他これらに類するもの		（上記いずれか）
C	08610	卸売市場		工場モデル
C	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの		工場モデル
C	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの		工場モデル
B	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	売り場面積 1000㎡以上	大規模物販モデル
B			売り場面積 1000㎡未満	小規模物販モデル
B		田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店		飲食店モデル
B		自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）		小規模物販モデル
C	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		工場モデル
※	08990	その他		

※「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所、クリニック
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店
C種	工場